建築設計委託要領書

### 1. 適用範囲

本要領書は、流山市における建築設計要領とする。

### 2. 一般事項

- (1) 各工事の中で、本体工事と付随する工事が発生する場合は、付随する工事ごとに設計を行い、設計書作成は監督員と協議し決定する。
- (2) 特別な工法、特許製品を使用する場合は、監督員の承諾を得ること。
- (3) この要領書に記載された図書類は、全て最新版とする。
- (4) 要領書に記載された内容であっても、特に指示のあった場合は、その指示を 優先する。
- (5) 建築規模・直接工事費及び共通仮設費(積上げ計上項目)の額は、指示のあった規模・金額とし、特別な理由でこれを超える場合は、監督員の指示による。
- (6) 計画条件等を現場状況等により変更する場合は、監督員と協議し、指示を受ける。

#### 3. 地盤調査及び現地調査等

- (1) 地盤調査の基準となるものは、「敷地調査共通仕様書」(国交省営繕部)とする。
- (2) 設計・施工計画の作成にあたり、工事に係る諸条件を整理するため、十分な現地調査と関係各課との調整を行うこと。

### 4. 耐震診断と補強設計

- (1) 耐震診断及び補強設計の基準となるものは、「木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人日本建築防災協会)、「重要文化財(建造物)耐震基礎診断実施要領」(文化庁文化財保護部)及び「重要文化財(建造物)耐震診断・耐震補強の手引」(文化庁文化財部参事官)とする。
- (2) 補強設計に先だって耐震診断結果報告書を監督員に提出し、補強方針を協議すること。補強プランについては、監督員と協議の上、3案程度の作成を基本とする。それによりがたい場合については、監督員と協議し、指示を受ける。

#### 5. 設計

(1) 設計の基準となるものは、「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事

標準仕様書」(官庁営繕関係統一基準)とする。

- (2) ホルムアルデヒド及び VOC 対策 (材料及び完成後の検査等) について、配慮すること。
- (3) 色彩計画については、あらかじめ資料を作成し、監督員と協議すること。
- (4) その他詳細は、監督員の指示による。

# 6. 成果品の事前提出期日

地盤調査結果報告書、耐震診断に係る現地建物調査報告書(調査写真等) については、令和4年3月25日(金)までに提出すること。

### 提出する CD-R の構成

ファイル名

## 閲覧用 CD-R の構成

□ 電気設備工事 建築に同じ

ファイル名

- ※ 工事費内訳書には市指定の表紙を入れてください。
- ※ CD-R(W)には委託件名、受託者名、年度等を記載してください。